

休業給付、10日申請開始へ

個人向け 月内支給開始めざす

休業者が勤め先を通さず、国から生活資金をもらえる新しい制度の受け付けが10日にも始まる。加藤勝信厚生労働相が7日の閣議後の記者会見で明らかにした。月内の支給開始をめざす。雇用調整助成金を使えない中小企業などの従業員が対象で、パート労働者も含む。64万人の利用を見込む。企業が対象の雇用調整助成金は手続きが煩雑なため、申請を断念するケースがあった。新設した「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」は休業者が直接、国に申請する。月33万円を上限に休業前の平均賃金の8割を個人の口座に振り込む。申請には事業主の指示で休業している事実の証明書など5種類の書類が必要になる。郵送で受け付ける。オンライン申請は準備中で、10日は間に合わない可能性がある。

申請から2週間での支給を目標とする。書類に必要な事業主の署名は協力が得られない場合、空欄でも手続きに入れるようにする。こうしたケースについては都道府県ごとに置く労働局が事業主に報告を求める。

新制度の事務は労働局が集中的に処理し、相談はコールセンターで対応する。雇用調整助成金の業務を抱えるハローワークとの分担を明確にする。

休業者向け 働き手に直接支援

不払い企業の照会滞る恐れ

休業者向け給付金は、会社の都合で仕事を休まされたのに、休業手当を受け取れていない中小企業の働き手にもらえる。本来、会社には手当を払う義務があり、費用を支援する雇用調整助成金も拡充されている。それでも新型コロナウイルスの影響で資金がないなどとして払わない会社もあるため、働き手が直接受け取れるお金として新設された。雇われて働く人なら、パートや学生アルバイト、技能実習生、春入社の新卒者など、状況を確認する必要がある。企業が証明できない場合は、後で得られない場合は、企業が企業に報告を求め、コールセンター0120・221・276（平日午前8時30分～午後8時、土日祝日午前8時30分～午後5時15分）に相談する。書類には賃金の状況などを企業が証明する必要がある。企業の協力を得られない場合は、後で得られない場合は、企業が企業に報告を求め、コールセンター0120・221・276（平日午前8時30分～午後8時、土日祝日午前8時30分～午後5時15分）に相談する。

休業者向け給付金は、会社の都合で仕事を休まされたのに、休業手当を受け取れていない中小企業の働き手にもらえる。本来、会社には手当を払う義務があり、費用を支援する雇用調整助成金も拡充されている。それでも新型コロナウイルスの影響で資金がないなどとして払わない会社もあるため、働き手が直接受け取れるお金として新設された。雇われて働く人なら、パートや学生アルバイト、技能実習生、春入社の新卒者など、状況を確認する必要がある。企業が証明できない場合は、後で得られない場合は、企業が企業に報告を求め、コールセンター0120・221・276（平日午前8時30分～午後8時、土日祝日午前8時30分～午後5時15分）に相談する。

休業者向け給付金は、会社の都合で仕事を休まされたのに、休業手当を受け取れていない中小企業の働き手にもらえる。本来、会社には手当を払う義務があり、費用を支援する雇用調整助成金も拡充されている。それでも新型コロナウイルスの影響で資金がないなどとして払わない会社もあるため、働き手が直接受け取れるお金として新設された。雇われて働く人なら、パートや学生アルバイト、技能実習生、春入社の新卒者など、状況を確認する必要がある。企業が証明できない場合は、後で得られない場合は、企業が企業に報告を求め、コールセンター0120・221・276（平日午前8時30分～午後8時、土日祝日午前8時30分～午後5時15分）に相談する。

休業支援金申請 10日にも開始

厚生労働省は7日、新型コロナウイルスの感染拡大で仕事を休んだのに、勤務先から休業手当が支払われなかった人を対象にした「休業支援金・給付金」について、10日にも申請を受け付けることを明らかにした。郵送で申請してもらえば、早ければ、今月中に順次支給する見通し。

対象は、4月1日～9月30日に、事業主の指示を受けて仕事を休んだ中小企業の労働者。日額1万1000円を上限に、休業前の1日当たり平均賃金の8割を支給する。

国が企業に休業手当分を補助する「雇用調整助成金」は、手続きが煩雑で、オンライン申請もトラブルにより停止状態となっている。企業が休業手当を支払わずに解雇するケースもあることから、国が直接労働者に支給することとした。

務処理が一時追いつかなくなった。オンライン申請システムは個人情報流出トラブルで停止している。休業給付金では、申請受け付けが始まる10日にオンラインシステムの整備が間に合わない見込み。

提出書類には、休業手当の不払いを会社側に証明してもらおう項目もある。協力が得られない場合も申請は可能で、国が会社側に照会するが、確認が滞って支給が遅れないか懸念は残る。

また、兼業していて複数社から休業手当を受け取れていない人の場合、1社分だけ先に申請すると、同じ期間の他社分は申請できなくなるため注意が必要だ。厚労省は専用の申請書類を用意するとしている。

(滝沢卓)